

公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

プロポーザルに参加しようとする者は、下記により書類を作成の上、提出されたい。

2026年4月3日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

(1) 業務名

2026年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託

(2) 業務内容

2026年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から2027年3月25日まで

2 資格要件

当プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 2016年4月1日から2026年3月31日までの間に住生活基本法（平成23年法律第105号）第15条第1項に規定する全国計画又は同法17条第1項に規定する都道府県

計画の策定に関する業務を元請けとして受注し、誠実に履行した実績^{*}を有すること。

※本店、支店又は営業所等のいずれかの実績で足りるものとする。

- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当部局

茨城県土木部都市局住宅課 企画調整グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-4754 メールアドレス jutaku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 「2026 年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託プロポーザルの公募に関する説明書」（以下、「説明書」という。）の交付

ア 交付期間

公告の日から 2026 年 4 月 20 日（月）午後 5 時まで。

イ 交付方法

茨城県物品役務入札情報サービスシステム及び茨城県土木部都市局住宅課ホームページに掲載する。

- (3) 提出書類の提出期限等

ア 提出期限

2026 年 4 月 20 日（月）午後 5 時必着

イ 提出先

3（1）担当部局に同じ

ウ 提出方法

電子メールにより提出書類を PDF ファイルで提出すること。なお、1 回の電子メールで受信できる容量の上限は 10MB であるため注意すること。

提出後、担当部局に提出した旨電話をすること。

- (4) 提出書類

説明書を参照すること。

4 技術提案書等の審査方法及び評価基準

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された技術提案書等は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）

の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 評価基準

説明書を参照すること。

5 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) その他詳細については、説明書による。

(7) 当公募型プロポーザルは、国における社会資本整備総合交付金の交付決定を前提に実施するものであり、次に該当する場合は、本公告に基づき生じた権利義務は、効力を失うものとする。

・国において事業決定がなされなかった場合

なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。